

TOKYO働き方改革宣言

長時間労働を発生させない体制の維持や年次有給休暇等の取得促進を会社全体で推進し、従業員のワークライフバランスの充実を図る。

令和1年10月21日
シア

目標

働き方の改善

1人あたり時間外労働月24時間以下を目指し、長時間労働に関する方針を定め、業務効率化の推進等によって全社的に遵守していく。

休み方の改善

年次有給休暇取得率70%以上を目指し、有給休暇を取得しやすい雰囲気職場にし、取得促進のための情報提供を行う。

取組内容

働き方の改善

- ・会社は長時間労働に関する方針を打ち出し、従業員への周知と理解に努める。
- ・業務効率化を推進するため、月に1回以上の業務改善ミーティングを行う。
- ・代表は店長に対して長時間労働の把握・抑制を義務付け、店長は残業が多いスタッフへの指導を行う。

休み方の改善

- ・定例ミーティングの中で、年次有給休暇を申請・取得するように、代表から促す時間を設ける。
- ・店長・副店長は、スタッフの年次有給休暇取得率を確認しつつ、個別に声をかけるようにする。
- ・会社は、適切な休息が生産性向上に繋がるといった情報を従業員に共有する。